

令和8年度（2026年度）熊本県文化芸術魅力創出業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、本県の各地域に根差した伝統芸能や工芸、建築、美術、音楽、演劇など多彩な文化芸術資源を地域ごとに一体的につなぎ合わせ、価値を最大限に引き出すとともに、魅力的な情報発信による幅広い層における関心度・認知度の向上や交流人口の拡大を図るための委託事業を実施するに当たり、民間事業者等の高度な知見、豊かな創造性及び優れた企画提案力を有する最適な委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務委託の概要

- (1) 業務名称 令和8年度（2026年度）熊本県文化芸術魅力創出業務委託
- (2) 業務内容 別紙「令和8年度熊本県文化芸術魅力創出業務仕様書」のとおり
- (3) 委託者選定方法 公募型プロポーザル方式により選定する。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで
- (5) 事業費上限額 9,745,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、事業費上限額は、プロポーザル実施に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、事業費上限額とは必ずしも一致しない。

3 選定スケジュール（予定）

	項目	期日等
1	実施要領の公開（公告）	令和8年（2026年）5月29日（金）
2	説明会出席・質問提出期限	令和8年（2026年）6月4日（木）
3	説明会（オンライン）	令和8年（2026年）6月11日（木）午前9時
4	参加表明書等提出期限	令和8年（2026年）6月24日（水）正午
5	企画提案書等提出期限	令和8年（2026年）6月29日（月）正午
6	プレゼンテーション	令和8年（2026年）7月3日（金） または16日（木）（予定）
7	審査結果通知・公表	令和8年（2026年）7月下旬（予定）
8	契約締結	令和8年（2026年）7月下旬（予定）

4 担当部局

- (1) 所在地 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
- (2) 担当部署 熊本県観光文化部
観光文化政策課 文化振興班
- (3) 電話番号 096-333-2154（直通）
- (4) 電子メール kankobunka@pref.kumamoto.lg.jp

5 参加資格

以下の要件を全て満たす者とする。なお、共同企業体として本プロポーザルに参加する応募者の場合も全ての構成員について同様とする。

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 法人等の代表者（役員を含む）が、次のア又はイのいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 拘禁以上の刑に処され、その執行を終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する事実がないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに熊本県税に滞納がないこと。
- (7) 賃金不払いの事実があり、当該状態が継続している場合など、明らかに委託事業者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）第 2 条第 1 項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (9) 熊本県暴力団排除条例（平成 22 年 12 月 22 日条例第 52 号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (11) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (12) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

6 説明会開催と質問・回答

(1) 参加予定者は、申込のうえ説明会に出席すること。また、質問がある場合も次のとおり提出すること。

- ① 実施方法 オンライン開催（Cisco Webex 使用）
- ② 開催日時 令和 8 年（2026 年）6 月 11 日（木）午前 9 時から
- ③ 申込期限 令和 8 年（2026 年）6 月 4 日（木）まで
- ④ 提出物 様式 1 説明会出席・質問表
- ⑤ 提出先 「4 担当部局」に電子メールで提出
メールのタイトルは「【魅力発信プロポ】説明会出席・質問表」
- ⑥ 出席方法 提出物に記載されたメールアドレスに、オンライン説明会に関するお知らせを送付します。

(2) 質問に対する回答

質問への回答は、上記説明会の中で行う。

7 参加表明書

参加希望者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類 提出部数は1部

提出書類（提出部数）		内容	様式
1	参加表明書	様式に従い記載すること。	様式2
2	誓約書	誓約内容を理解の上、提出すること。	様式3
3	事業所の履歴事項証明書（原本）	本実施要領の公告日以降に発行されたものであること。	-
4	直近一事業年度分の賃借対照表及び損益計算書（写し）		-
5	都道府県税に未納がないことの証明書（原本）	消費税及び地方消費税未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明。本実施要領の公告日以降に発行されたものであること。	-

※ただし、熊本県の業務委託契約等入札参加資格者名簿に登録されている者は、上記表中の3～5を省略することができる。

※様式については、提出日時点において記載すること。

(2) 提出期限

令和8年(2026年)6月24日(水)正午必着

(3) 提出先

「4 担当部局」に提出すること。

持参又は郵送により提出すること。電送（FAX、電子メール）による提出は受け付けない。なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

8 企画提案書

次のとおり提案すること。

(1) 提案に関する前提条件

今回の提案は、以下の内容を踏まえ、主に令和8年度（2026年度）に係る内容について、提案すること。

- ① 熊本県文化芸術魅力創出事業とは、県内に広く存在する豊かな文化芸術資源（伝統芸能、伝統的工芸品、文化財、実演芸術、くまもとアートポリス等）を有効に活用し、その魅力をさらに高めるため、プロデューサー等のクリエイティブな視点による総合的なプロデュースを行うもの。本事業により、新たな交流人口の拡大を図るとともに、これまで文化芸術に触れる機会の少なかった層への裾野拡大を目指す。
- ② 本事業は令和8年度（2026年度）から令和10年度（2028年度）の3カ年で段階的に展開する。

- ③ 令和8年度(2026年度)及び令和9年度(2027年度)には、それぞれモデルとなる地域(隣接する2自治体以上の地域)を選定し、地域の特色を反映したストーリーに基づく独自の文化芸術コンテンツを創出・演出する。
- ④ 最終年度となる令和10年度(2028年度)には、これまでの取組を有機的に連携させた広域的な情報発信、合同イベントの開催、及び戦略的な広報活動を展開することで、一体感のあるダイナミックな面的展開を実現する。
- ⑤ あわせて、地元市町村、文化芸術団体、観光団体、県地域振興局等による協働体制として「ラウンドテーブル会議」を地域ごとに組織し、地域の文化芸術資源の価値の再認識とその共有を図ることで、本事業終了後も地域が主体となって自立・持続できる仕組み(土台)を構築する。
- ⑥ 初年度にあたる令和8年度(2026年度)は、3カ年計画の確固たる基盤となる第1モデル地域においてプロデュース業務に着手するとともに、創出された成果を「文化芸術魅力創出」の第1弾として広く情報発信していく。

(2) 提出書類及び提出部数

次に掲げる書式により提案すること。

提出書類		内容	様式
1	企画提案書 (表紙)	様式に従い記載する。	様式 4
2	企画提案書	<p>次の内容の項目に見出しをつけ、項目順に記載すること。</p> <p>(1) 第1モデル地域の選定とストーリーの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域固有の貴重な文化芸術資源がクリエイティブな視点を加えることで、その真価がさらに広く発揮され、未来に向けた新たな賑わいや交流の創出が大いに期待できるとして選定した地域と具体的な選定理由 ・ 上記地域における文化芸術資源を魅力的に結びつけるテーマとそれに沿った興味・関心を惹きつけるストーリー <p>(2) 演出構成と実装</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストーリーに基づいた具体的な演出・構成 ・ 文化芸術資源の付加価値創出 ・ 新規資源(体験型コンテンツ、イベント、作品、コラボレーション企画等) <p>※全体の演出・構成の中で特に秋、冬の要素を含む内容を特出しする。</p> <p>(3) 第1モデル地域ラウンドテーブル会議の組織と運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な運営プロセス ・ 主体性を引き出す手法 ・ 事業終了後にも継続した活動にするための工夫。 	任意 様式

		<p>(4)「文化芸術魅力創出」の初期発信 ・「文化芸術魅力創出」の第1弾として広く情報発信するための取組</p> <p>(5) 次年度以降の展開 ・仕様書に基づく取組の次年度以降の具体的な構想</p> <p>【提案書仕様】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り図・表等を用いて分かりやすくすること ・PowerPoint 等で作成したプレゼン資料を想定している。 ・原則A4版(縦横問わず)で統一して作成し、原則20ページ以内とすること。 ・ページ番号をつけること。 	
3	工程計画書		任意 様式
4	実施体制	本業務におけるプロデューサー及び実施体制について、所属部署と名前を記し、社外に委託する場合には、委託先の実施体制も明記すること。	任意 様式
5	団体概要及び実績書	過去に実施した同種事業の紹介等(上記プロデューサーの実績含む。)	様式 5
6	参考見積書	仕様書の項目ごとに経費を計算した内訳書を添付すること。 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。なお、消費税及び地方消費税は10%とする。	任意 様式
7	事業者の取組に関する申出書		様式 6

(3) 提出部数

紙媒体 正本1部、副本5部

(4) 提出先及び提出方法

提出先は、「4 担当部局」参照。
持参又は郵送(簡易書留に限る。)

(5) 提出期限

令和8年(2026年)6月29日(月)正午(必着)

(6) 留意事項

文字サイズは、12ポイントを標準とし、使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

9 選定方法等

(1) 第1次審査（書類選考）

企画提案書受付期間終了後、応募者からの提出書類を基に、次の審査項目に基づき、企画提案書に記載された内容の審査を行い、評価が高い5者程度の提案を選考する。ただし、企画提案書の提出者が5者以内の場合は、第1次審査は実施せず、最終審査（プレゼンテーション）のみを実施する。

審査基準

項目	審査項目	配点
企画内容 (50点)	(1) 第1モデル地域の選定とストーリーの構築 ・地域選定の妥当性があるか。 ・テーマが文化芸術資源を魅力的に結びつけるものか。 ・ストーリーは興味・関心を惹きつけるものか。	15
	(2) 演出構成と実装 ・ストーリーに合った演出、構成か ・文化芸術資源の付加価値創出につながるか。 ・新規資源は魅力的か。 ・実装の規模感が、スケジュールや予算に対して適当か	15
	(3) 第1モデル地域ラウンドテーブル会議の組織と運営 ・具体的な運営プロセスが効果的か。 ・主体性を引き出す手法が効果的か。 ・事業終了後にも継続した活動にするための工夫が効果的か。	10
	(4) 「文化芸術魅力創出」の初期発信 ・「文化芸術魅力創出」の第1弾として広く情報発信するための取組が効果的か。	5
	(5) 次年度以降の展開 ・次年度以降の展開に向けた構想が具体的かつ魅力的か ・3年目の広域連携に効果的か。	5
	業務遂行能力、概算経費 (45点)	同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な知識・経験・ノウハウを有しているか。
知識や経験、根拠等に基づいた提案能力があり、企画提案の内容に説得力があるか。また、本業務に対する取組み意欲、熱意を感じられるか。		10
幅広いネットワークを有しており、本事業の遂行のために有効に活用することが見込まれるか。		5
実効性があり、かつスピード感を持った工程計画が提案されているか。		10
工程計画のとおり業務を遂行できる業務体制が構築されているか。		5
企画内容に対し妥当な見積書となっているか		5

事業者の 取組(基準 日：公告 日) (5点)	以下の①～⑤のうち1項目該当で1点とする。 ① 熊本県ブライツ企業の認定を受けていること。 ② 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があること、または、協力雇用主登録制度に登録していること。 ③ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)があること。 ④ 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録していること。 ⑤ 熊本県SDGs登録制度、またはパートナーシップ構築宣言に登録していること。	5
合 計		100

(2) 最終審査(プレゼンテーション)

第1次審査を通過した企画提案(第1次審査を実施しなかった場合は、提出された企画提案全て)について、次のとおりプレゼンテーションによる最終審査を行い、最も評価が高かった1者を契約候補者として選定する(基準点(配点の6割以下)を下回った場合はその限りではない)。

なお、プレゼンテーションの参加の有無及び当日の集合時間については、後日連絡する。

- ① 期日 令和8年(2026年)7月3日(金)または16日(木)(予定)
- ② 場所 熊本県庁会議室(詳細は後日連絡します。)
- ③ 出席者 各者3名まで
- ④ 時間 30分以内(説明20分、質疑応答10分)
- ⑤ 質疑応答 提出書類及びプレゼンテーション内容に基づき行う。

(3) 留意事項

- ① 応募された企画提案書等により選定する。なお、必要があると認めるときは、企画提案書の内容について応募者から聴き取りし、又は必要な書面の提出を求めることがある。
- ② 評価点が最も高い者を最優秀提案者とし、優先交渉権者として選定する。
- ③ 参加事業者が1者の場合は、全審査委員の合計得点の平均が6割以上である場合に選定するものとする。

(4) 審査結果

審査結果については、決定後速やかに書面で通知するとともに、契約締結後、委託業者の氏名又は名称、決定理由について公表するものとする。なお、審査結果に対する異議申立は受け付けないものとする。

10 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された参加表明書、企画提案書等は、添付書類も含め返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲にお

いて複製することがある。

- (3) 提出された参加表明書、企画提案書等は、本業務委託候補者の選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。

1.1 契約

優先交渉権者と契約内容等を協議の上、見積書を徴取し、事業費上限額の範囲内で委託業者として契約を締結する。なお、優先交渉権者と契約を締結しないときは、合格基準を満たす者のうち、得点の高い者から順に契約協議に入るものとする。

1.2 契約保証金

契約の相手方は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第 77 条の規定により、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項に規定する担保の提供をもって代えることができる。また、同規則第 78 条の規定を満たす場合は、契約保証金を免除することができる。

1.3 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
- (3) 本プロポーザルの参加に要する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (4) 参加資格の要件を満たしていないこと、参加表明書・企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、参加資格の取消し、または契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
- (5) 参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、辞退届（様式 7）を提出すること。
- (6) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (7) 提出された書類は、熊本県情報公開条例（平成 12 年熊本県条例第 65 号）に基づき公表することがある。
- (8) 電子メール等の通信事故については、熊本県はいかなる責任も負わない。
- (9) 県は受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「5 参加資格」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。